

仕 様 書

委託名称 浄化センター流入水・放流水・汚泥のダイオキシン類検査業務委託

履行場所 久留米市安武町住吉 1900 南部浄化センター地内
久留米市津福本町 2241 中央浄化センター地内
久留米市田主丸町益生田 1101-6 田主丸浄化センター地内

委託期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 2 月 7 日まで

委託要領

1. 委託業務内容

- (1) 南部浄化センターの流入水及び放流水のダイオキシン類の測定
採水は、各々2 時間毎に計 5 回行い、等量混合したものを試料とする。
なお、1 回目の採水時間は、午前 9 時とする。
- (2) 南部、中央及び田主丸浄化センターの搬出汚泥中のダイオキシン類（含有量）の測定
各浄化センターで当日採泥した搬出汚泥を試料とする。
複数の脱水機が稼働している場合は等量混合したものを試料とする。

2. 検査頻度及び実施時期

各検体の検査頻度及び実施時期については、下表のとおりとする。

採取	検体名	頻度	実施時期
1	南部浄化センター流入水	1 回	令和 6 年 11 月
	南部浄化センター放流水	1 回	
2	南部浄化センター搬出汚泥	1 回	
	中央浄化センター搬出汚泥	1 回	
	田主丸浄化センター搬出汚泥	1 回	

※ 採水日及び採泥日については、2 回の採取日の範囲で、協議のうえ決定する。

3. 検査方法等について

(1) 流入水・放流水

試料の採取及び分析方法については『日本産業規格 JIS K 0312』の測定方法とする。

(2) 汚泥（搬出ケーキ）

汚泥の測定方法は『特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準』の検定方法とする。

(3) 報告

分析結果は特定計量証明書（MLAP）とする。

毒性等価係数は WHO/IPCS(2006)の TEF を適用すること。

4. 報告書の提出について

(1) 報告書は、検体毎に 1 部作成し、提出すること。

(2) 報告書には、クロマトグラムを添付すること。

(3) 業務着手及び完了時に各届けを書面により提出すること。

5. 検査結果の確認等

発注者は報告書を受理した日から 10 日以内に検査を実施し、異常値等がある場合には、受託者に検査結果に関する資料の提出や再検査を求める場合がある。

また、検査体制（機器類等）の確認を行う場合がある。

6. 委託料の支払い

5. の検査結果の確認の完了後、受託者は発注者に対し業務委託料の支払いを請求することができる。発注者は、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払うものとする。

7. 再委託について

受注者は業務の全部又は一部を一括して第三者に委任してはならない。ただし、分析に係る機材の故障等やむを得ない理由により、業務の履行が困難になった場合等であって、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

8. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務履行の妨害を受けた場合

は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

9. 障害者差別の禁止に関する事項

業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取り扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

10. 安全対策について

- (1) 施設内で採水を行う際には、ヘルメット・保護手袋を着用すること。
また、必要に応じて、安全帯等の保護具を着用すること。
- (2) 業務履行にあたり安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じ、かつ速やかに監督職員に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。
- (3) 採水時には、処理施設へ採水容器等の落下やポケット等からの物の落下がないように注意すること。

11. その他

- (1) 採取・分析に係る全ての機材器具、薬品等については、受注者にて準備すること。
- (2) 試料採取は、監督職員立会いのもと、行うものとする。
- (3) 本仕様書に明示されない事項または疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

令和6年度		設 計		清 算	
委託費					
委託名	浄化センター流入水・放流水・汚泥のダイオキシン類検査業務				
委託場所	久留米市安武町住吉1900 久留米市津福本町2241 久留米市田主丸町益生田1101-6 南部浄化センター地内 中央浄化センター地内 田主丸浄化センター地内				
期間	契約締結日の翌日から 令和 7年 2月 7日まで				
委託の概要					
・南部浄化センター流入水及び放流水のダイオキシン類分析業務 ・南部浄化センター流入水及び放流水の試料採水業務 ・南部、中央及び田主丸浄化センター汚泥のダイオキシン類分析業務 ・南部、中央及び田主丸浄化センター汚泥の試料採泥業務 ・計量証明書の提出					

委託設計書

業務委託費内訳書

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
業務委託費								
	水質検査	分析	流入水・放流水（南部浄化センター）	1	式			第1号内訳書
		採水	流入水・放流水（南部浄化センター）	1	式			第2号内訳書
	汚泥分析	分析	汚泥（南部・中央・田主丸浄化センター）	1	式			第3号内訳書
		採泥	汚泥（南部・中央・田主丸浄化センター）	1	式			第4号内訳書
	諸経費			1	式			第5号内訳書
	業務価格							千円未満切捨て
	消費税等相当額							10%
業務委託費計								

久 留 米 市

第1号内訳書

名称	品種	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	代価番号	摘 要
流入水（南部）	分析		検体	1				
放流水（南部）	分析		検体	1				
計								

第2号内訳書

名称	品種	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	代価番号	摘 要
採水(南部)	測量技師	試料採取	人日					
	測量技師	採取日時間外	時間					
	測量技師補	試料採取	人日					
	測量技師補	採取日時間外	時間					
	測量技師	計画	人日					
	測量技師	報告書作成	人日					
	車両経費	燃料費	台時					
	車両経費	運転時間当たり損料	台時					
	車両経費	供用1日当たり損料	台日					
計								

第3号内訳書

名称	品種	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	代価番号	摘 要
汚泥（南部）			検体	1				
汚泥（中央）			検体	1				
汚泥（田主丸）			検体	1				
計								

第4号内訳書

名称	品種	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	代価番号	摘 要
採泥（南部・中央・田主丸）	測量技師	試料採取	人日					
	測量技師補	試料採取	人日					
	測量技師	計画	人日					
	測量技師	報告書作成	人日					
	車両経費	燃料費	台時					
	車両経費	運転時間当たり損料	台時					
	車両経費	供用1日当たり損料	台日					
計								

久 留 米 市

第5号内訳書

名称	品種	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	代価番号	摘 要
諸経費			式	1				
計								